



定期第30号 令和元年6月17日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
140	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
141	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
142	道路の区域を変更する件	道路整備課
143	道路の供用を開始する件	同
144	車両制限令に基づき通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定するとともに、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定める件	同

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1	川口ダム操作規程の一部を改正する規程	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定した旨の報告があった件	
10	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設の指定を取り消した旨の報告があった件	

徳島県告示第四百十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量
行政事務用パソコン 八百九十台
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和元年十月三十一日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二六七）

四 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課ネットワーク担当（電話 八八 六二一 二二

五八）

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合しようとするものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書等に関し県から

説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和元年七月二十五日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和元年八月八日（木曜日）午前十時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和元年八月七日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

- (二)(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約書の作成の要否

要

9 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and Quantity

890 personal computers

2 Time Limit of Tender

10:30 a.m on August 8, 2019

3 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Section, Management Strategy Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第四百十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県県民環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和元年六月十七日から

令和元年七月八日まで

2 場所 徳島県県民環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 0 8		整理 番号
勝浦三野		路線名
同	三好市三野町太刀野山字 生賀五一七五番二地先か ら 同 岡五〇七六番一地先まで 字	区 間
新	旧	新旧 の別
八・四〇一〇・八	三・五〇五・一	敷 地の 幅 員 (メートル)
一四二・四	一四二・四	延 長 (メートル)

徳島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

1 0 8	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		勝浦三野	三好市三野町太刀野山字生賀 五一七五番二地先から 同 字岡五 〇七六番一地先まで	一四二・四	令和元年六月十七日

徳島県告示第百四十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定する道路の路線名及び区間

道路種別	整理番号	路線名	区 間
一般国道		一九五号	那賀郡那賀町小仁字字大坪七一番一地从先から 阿南市橘町大浦七三番一三地从先まで
一般県道	273	大京原今津 浦和田津	小松島市坂野町字立花二五番一地从先から 同 和島町字松田新田二五番一地从先まで
一般県道	274	坂野羽ノ浦	小松島市坂野町字竹のはな一番一地从先から 同 字立花二五番一地从先まで
一般県道	285	戎山中林富 岡港	阿南市津乃峰町長浜四五一番三地从先から 同 大潟町二七番二地从先まで

二 指定する期日

令和元年六月二十一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二五メートル以上かつ縦寸法〇・一三メートル以上又は横寸法〇・一三メートル以上かつ縦寸法〇・二五メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

徳島県企業管理規程第一号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月十七日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

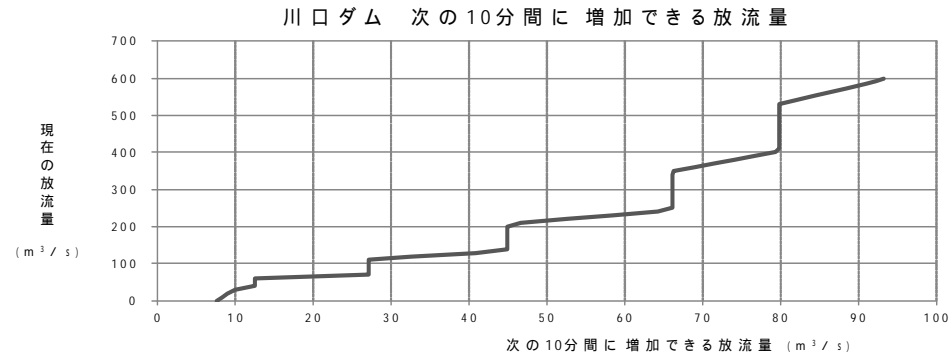
川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項ただし書を削る。

第十四条第二項第一号中「ダム放流の開始時の三十分前に一分間」を「ダム放流の開始時の約三十分前に、ダム地点に設置されたサイレンを一分間吹鳴し、以下順次、別表第二に掲げる警報所からサイレン又は疑似音により行うものとする。」に改める。

別図第二を次のように改める。

別図第二



川口ダム 次の10分間に増加できる放流量

(単位 m³/s)

現在の放流量	次の10分間に増加できる量	現在の放流量	次の10分間に増加できる量
0.0	7.6	310.0	66.1
10.0	8.2	320.0	66.1
20.0	9.0	330.0	66.1
30.0	9.9	340.0	66.1
40.0	12.5	350.0	66.3
50.0	12.5	360.0	69.0
60.0	12.5	370.0	71.6
70.0	27.1	380.0	74.1
80.0	27.1	390.0	76.7
90.0	27.1	400.0	79.3
100.0	27.1	410.0	79.8
110.0	27.1	420.0	79.8
120.0	32.5	430.0	79.8
130.0	40.8	440.0	79.8
140.0	44.9	450.0	79.8
150.0	44.9	460.0	79.8
160.0	44.9	470.0	79.8
170.0	44.9	480.0	79.8
180.0	44.9	490.0	79.8
190.0	44.9	500.0	79.8
200.0	44.9	510.0	79.8
210.0	46.6	520.0	79.8
220.0	52.5	530.0	79.8
230.0	58.5	540.0	81.9
240.0	64.3	550.0	83.9
250.0	66.1	560.0	86.0
260.0	66.1	570.0	88.2
270.0	66.1	580.0	90.2
280.0	66.1	590.0	92.3
290.0	66.1	600.0	93.2
300.0	66.1		

別表第二の川口ダムの項中「無線」を「有線」に改め、同表の田野の項中「那賀郡那賀町和食郷字田野263-1」を「那賀郡那賀町和食郷字田野22-2」に、-」

「100」に改め、同表の加茂谷第二の項中「阿南市加茂町不ケ35-1」を「阿南市加茂町南不ケ35-1」に改め、同表の吾井の項中「吾井」を「熊谷」に、「阿南市中大野町シル谷228-2」を「阿南市楠根町津越地先」に改め、同表の上大野の項中「阿南市上大野町西谷2」を「阿南市上大野町成国地先」に改め、同表の中島の項中「阿南市那賀川町赤池405」を「阿南市那賀川町赤池堤下405」に改め、同表の大野の項中「阿南市那賀川町中島1278-1」を「阿南市那賀川町中島字汐口1278-1」に改め、同表の吾島の項中「阿南市那賀川町中島1615-1」を「阿南市那賀川町中島地先」に改める。

別表第三の貯水位及び流入量の項中「超蓄波式水位計」を「蓄波式水位計」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川口ダム操作規程の規定は、令和元年六月一日から適用する。

徳島県選挙管理委員会告示第九号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和元年六月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

施設 の 名 称	所 在 地
鳴門市人権福祉センター	鳴門市大麻町三俣字前野一八

徳島県選挙管理委員会告示第十号

美馬市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和元年六月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

施設の名 称	所 在 地
美馬市美馬福祉センター	美馬市美馬町字中東原七五番地